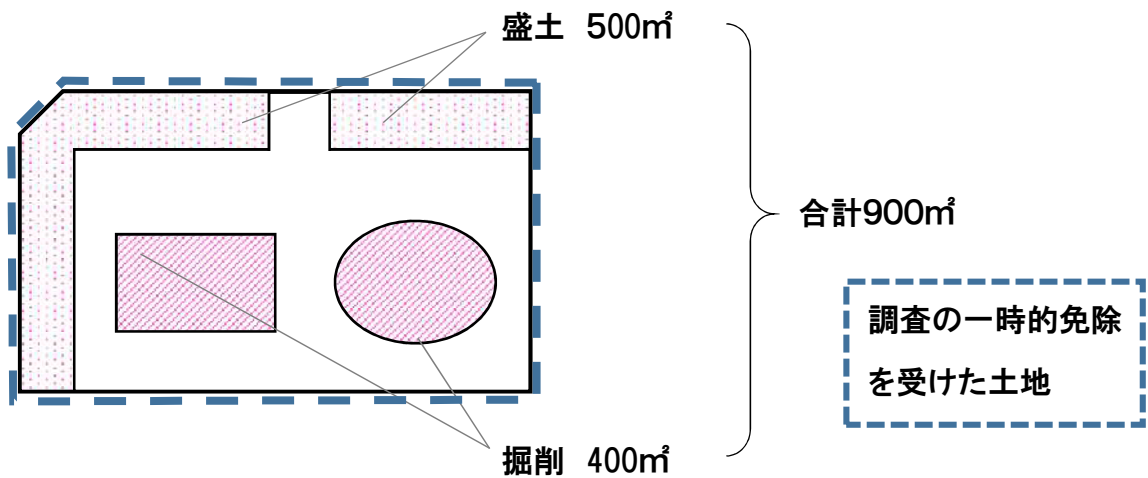


「有害物質使用特定施設の設置履歴」がある土地の形質の変更(掘削・盛土)を行う皆様へ

法第3条第7項 900^m以上土地の形質の変更の届出について

★ 届出が必要になる場合

有害物質使用特定施設が使用廃止され、土壤汚染状況調査の一時的免除(ただし確認)を受けている土地において、土地の形質の変更(掘削・盛土)の面積の合計が、900^m以上になるとき



※ ただし、次の①～④のいずれかに該当する場合、届出は不要です。

- ① 対象となる土地の面積が900^m未満であるとき
- ② 次のいずれにも該当しない行為
 - ・土壤を対象となる土地の区域外へ搬出すること
 - ・土壤の飛散または流出を伴うこと
 - ・土地の形質の変更に係る部分の深さが50センチメートル以上であること
- ③ 鉱山関係の土地において行われる行為
- ④ 非常災害のために必要な応急措置として行う行為



お問い合わせ

富士市役所環境保全課 電話:55-2776

★ 届出の方法

(1) 届出窓口

富士市役所 環境保全課（10階南側）

(2) 届出義務者

土地所有者等

土地所有者等とは、土地の所有者、管理者及び占有者のうち、土地の掘削等を行うために必要な権限を有し、土壌汚染状況調査の実施主体として最も適切な者とされ、通常は土地の所有者となります。

(3) 届出期間

届出期間に定めはありませんが、余裕を持って手続きしてください。

調査命令発出（当該土地での汚染のおそれ）の判断を要しないため、土地の形質の変更の工事着手前までに提出してください。

※第3条第7項の届出の提出により、法第3条第8項に基づく調査命令が発出されます。

(4) 届出書類…2部（提出用・事業所控）

① 「一定の規模以上の土地の形質の変更届出書」

（富士市のホームページからダウンロードできます）

② 土地の形質の変更を行う場所付近の地図

③ 形質の変更の内容を示した図面

・平面図、立面図、断面図

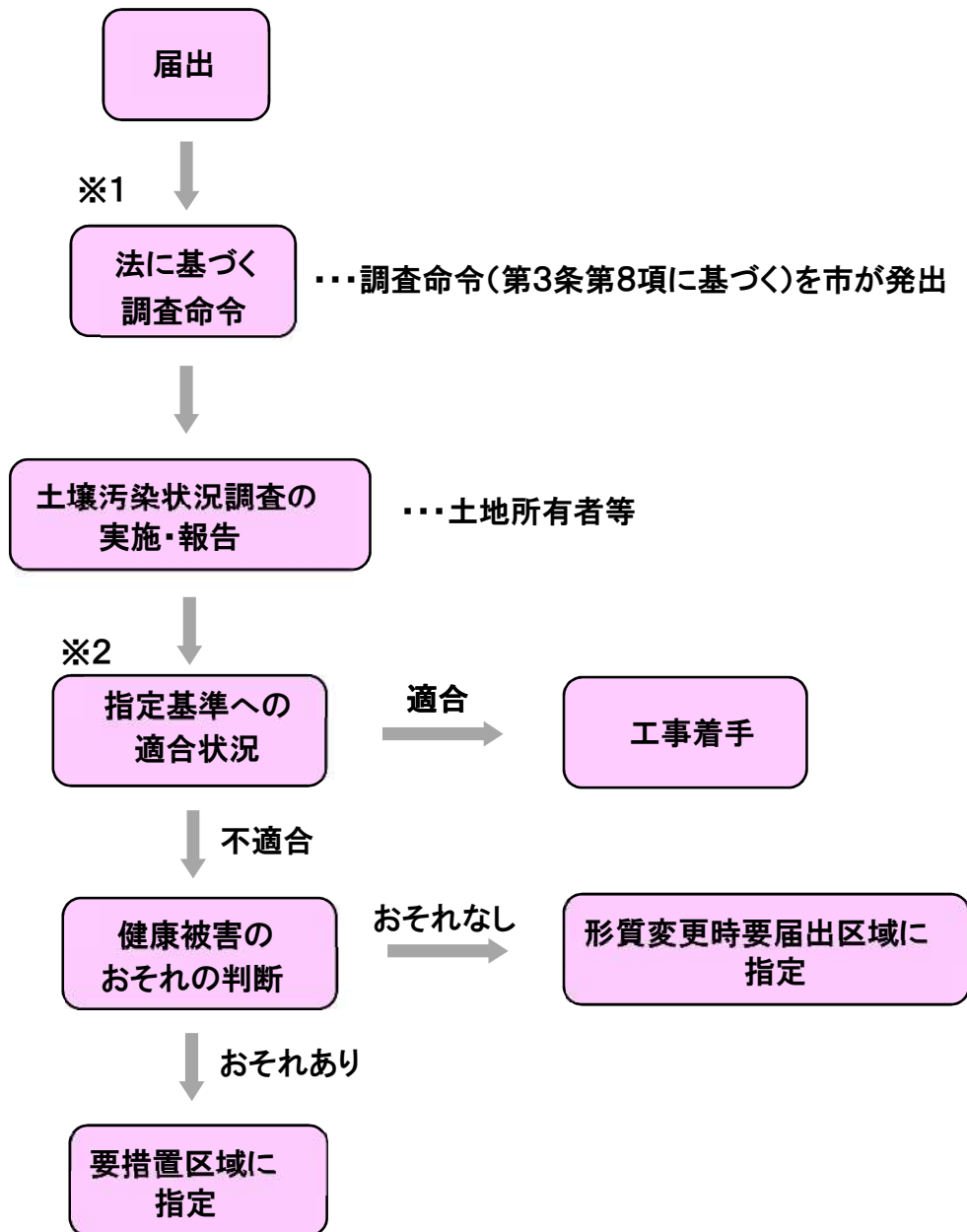
・掘削、盛土の範囲と深度がわかるもの

④ 形質の変更を行う土地の「登記事項証明書」（3か月以内に発行されたもの。コピー可）

⑤ 形質の変更を行う土地の「公図」の写し（3か月以内に発行されたもの。コピー可）

⑥ 土壌汚染状況調査の結果（任意）及び土地所有者の同意書

★ 届出から調査までの流れ



※1 土壤汚染状況調査の一時的免除(ただし確認)を受けている土地においては、有害物質使用特定施設が存在する土地であるため、届出が提出された場合は必ず調査命令を発令することとなります。

※2 土壤汚染状況調査の結果、土壤汚染が判明した場合、その状況に応じて、土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域または要措置区域に指定されるとともに、土地の形質の変更に制限が生じます。

★ Q&A

Q 届出の対象となる切土について

A 掘削と盛土の合計の面積が 900 m²以上ある場合で、かつ工事全体のうち切土の深さが一部でも 50cm 以上である場合は、届出の対象となります。

また、アスファルト・コンクリート・砕石や砂利の除去・舗装についても、届出の規模の面積に含めます。なお、除去の際に土壌面まで達しない場合は、その範囲を図面に明記してください。

Q 掘削の深さが50cm未満の場合は、届出をしなくてよいか？

A 深さ 50cm 未満の掘削であっても、届出が必要な場合があります。

- ・ 土壌を区域外へ搬出する場合
- ・ 土壌の飛散または流出を伴う場合

いずれかにあたる場合は、届出が必要になります。

Q 形質を変更する土地が、法第3条第1項ただし書きの確認を受けた土地と受けていない土地を合わせて 900 m²以上になるとき、法第3条第7項の届出は必要か。

A 法第3条第1項ただし書きの確認を受けた土地において、形質変更をする範囲が 900 m² 未満であれば、法第3条第7項の届出は不要です。

Q 法第3条第7項の届出をした場合は、ただし書きの確認を受けた土地の全てに対して調査を実施しなければならないのか。

A 調査の対象となる土地は形質の変更に係る土地のうち、掘削部分のみです。ただし書きの確認を受けた土地の全てではありません。

Q 法第3条第8項による命令に基づき調査が行われた場合は、法第3条第1項のただし書きを受けた土地について調査義務が果たされたと判断してよいか。

A 調査命令に基づき調査が行われたことをもって法第3条第1項本文の調査義務が果たされるものではなく、ただし書きの確認が取り消された場合には、改めて土地の所有者等は土壌汚染状況調査及びその報告を行う必要があります。

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書

年 月 日

(あて先) 富士市長

〒417-0055

富士市永田町1丁目2番地

株式会社 ○○建設

代表取締役 富士 太郎

住所および氏名
(法人の場合は代表者の氏名)

第3条第7項
土壤汚染対策法 ~~第4条第1項~~の規定により、一定の規模以上の土地の形質の変更について、次の

とおり届け出ます。

土地の形質の変更の対象となる土地の所在地	富士市永田町1丁目100番 外5筆	
土地の形質の変更の場所	別紙のとおり（平面図）	
土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ	4,000㎡(盛土:2,000㎡、掘削:2,000㎡) 深さ:最大2.5m 別紙のとおり(断面図)	
土地の形質の変更の着手予定日	○○年○○月○○日	
法第3条第1項の ただし書の確認を 受けた土地において 法第3条第7項 の規定による土地 の形質の変更をする 場合	工場又は事業場の 名称	富士○○株式会社○○工場
	工場又は事業場の 敷地であった土地 の所在地	富士市永田町1丁目100番 外8筆
現に有害物質使用 特定施設等が設置 されている工場又は 事業場の敷地にお いて法第4条第 1項の規定による 土地の形質の変 更をする場合	有害物質使用特定 施設が設置されて いる工場又は事業 場の名称	
	有害物質使用特定 施設の種類の	
	有害物質使用特定 施設の設置場所	
	特定有害物質の種 類	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあっては、その代表者）が署名することができる。

★ 関係法令

● 土壌汚染対策法(抜粋)

第3条《使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査》

使用が廃止された有害物質使用特定施設(水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第二条第二項に規定する特定施設(第三項において単に「特定施設」という。)であって、同条第二項第一号に規定する物質(特定有害物質であるものに限る。)をその施設において製造し、使用し、又は処理するものをいう。以下同じ。)に係る工場又は事業場の敷地であった土地の所有者、管理者又は占有者(以下「所有者等」という。)であって、当該有害物質使用特定施設を設置していたもの又は第三項の規定により都道府県知事から通知を受けたものは、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、環境大臣又は都道府県知事が指定する者に環境省令で定める方法により調査させて、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。

ただし、環境省令で定めるところにより、当該土地について予定されている利用の方法からみて土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の都道府県知事の確認を受けたときは、この限りでない。

7 第一項ただし書の確認に係る土地の所有者等は、当該確認に係る土地について、土地の掘削その他の土地の形質の変更(以下「土地の形質の変更」という。)をし、又はさせるときは、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- 一 軽易な行為その他の行為であって、環境省令で定めるもの
- 二 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

8 都道府県知事は、前項の規定による届出を受けた場合は、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、第一項の環境大臣又は都道府県知事が指定する者(以下「指定調査機関」という。)に同項の環境省令で定める方法により調査させて、その結果を都道府県知事に報告すべき旨を命ずるものとする。

● 土壤汚染対策法施行規則(抜粋)

第16条 《人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の確認》

法第三条第一項ただし書の確認を受けようとする土地の所有者等は、次に掲げる事項を記載した様式第三による申請書を提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 工場又は事業場の名称及び当該工場又は事業場の敷地であった土地の所在地
- 三 使用が廃止された有害物質使用特定施設の種類、設置場所及び廃止年月日並びに当該有害物質使用特定施設において製造され、使用され、又は処理されていた特定有害物質の種類
- 四 確認を受けようとする土地の場所
- 五 確認を受けようとする土地について予定されている利用の方法

2 前項の申請書には、法第三条第一項本文に規定する工場又は事業場の敷地であった土地及び同項ただし書の確認を受けようとする土地の場所を明らかにした図面を添付しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の申請に係る同項第四号の土地の場所が次のいずれかに該当することが確実であると認められる場合に限り、当該土地の場所について、法第三条第一項ただし書の確認をするものとする。

- 一 工場又は事業場(当該有害物質使用特定施設を設置していたもの又は当該工場若しくは事業場に係る事業に従事する者その他の関係者以外の者が立ち入ることができないものに限る。)の敷地として利用されること。
- 二 当該有害物質使用特定施設を設置していた小規模な工場又は事業場において、事業の用に供されている建築物と当該工場又は事業場の設置者(その者が法人である場合にあっては、その代表者)の居住の用に供されている建築物とが同一のものであり、又は近接して設置されており、かつ、当該居住の用に供されている建築物が引き続き当該設置者の居住の用に供される場合において、当該居住の用に供されている建築物の敷地(これと一体として管理される土地を含む。)として利用されること。

第21条の2《法第三条第一項ただし書の確認に係る土地の形質の変更の届出》

法第三条第七項の届出は、様式第六による届出書を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした平面図、立面図及び断面図を添付しなければならない。

第21条の3

法第三条第七項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 法第三条第一項ただし書の確認を受けた土地の工場又は事業場の名称及び当該工場又は事業場の敷地であった土地の所在地
- 三 土地の形質の変更の対象となる土地の所在地
- 四 土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ

第21条の4《法第三条第一項ただし書の確認に係る土地の形質の変更の届出を要しない行為》

法第三条第七項第一号の環境省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 対象となる土地の面積が九百平方メートル未満の土地の形質の変更
- 二 対象となる土地の面積が九百平方メートル以上の土地の形質の変更であって、次のいずれにも該当しない行為又は鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変更
 - イ 土壌を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出すること。
 - ロ 土壌の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更を行うこと。
 - ハ 土地の形質の変更に係る部分の深さが五十センチメートル以上であること

第21条の5《法第三条第一項ただし書の確認における土壌汚染状況調査の命令》

法第三条第八項の命令は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

- 一 法第三条第八項の規定による土壌汚染状況調査の対象となる土地の場所
- 二 法第三条第八項の命令に係る報告を行うべき期限